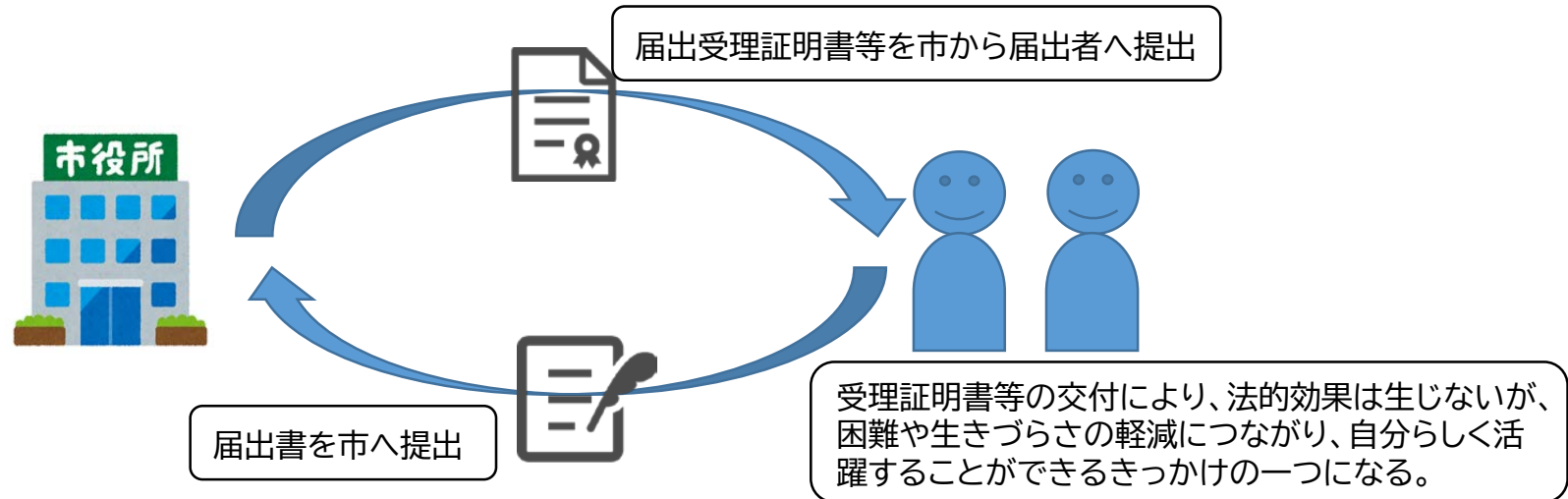


概要

パートナーシップ届出制度は、お互いの関係が「パートナーシップ」である旨の届出書を提出した性的マイノリティの二人に対して、市から届出受理証明書等を交付する制度である。

ファミリーシップ届出制度は、パートナーシップの届出をする方に子どもや親等がいる場合、家族の関係にあることを届出する制度である。



性的少数者の困難や生きづらさの軽減を図り、性の多様性に対する社会的理解を促進していくため、「パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度」を創設する。

本市の特長(当事者の方々の意見を反映)

- ・届出制度として運用
- ・パートナーシップ制度と併せてファミリーシップ制度を実施
- ・双方が転入予定で届出可能(転勤、親族の介護その他やむを得ない事情により届出者の一方が一時的に市外に転出した場合を除く。)
- など

【当事者の方々の声】

届出受理証明書を市から発行され、パートナーシップ・ファミリーシップであることを市から認められることが一番である。